

第34回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月17日（木）10:00～12:02

2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、吉田晴乃（座長代理）、森下竜一
（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、
西川参事官

（ヒアリング）

（議題1）

東京商品取引所 小野里光博執行役

東京商品取引所 池田恭祥財務・経理部長

大阪大学 八田達夫名誉教授

経済産業省商務・サービスグループ（商品市場整備担当）戸邊千広参事官

（議題2）

文化庁長官官房著作権課 白鳥綱重著作物流通推進室長

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 平塚敦之企業取引課長

中小企業庁事業環境部 安藤保彦取引課長

総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長

総務省情報流通行政局 坂中靖志放送技術課長

総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長

4. 議題：

（開会）

議題1 エネルギー分野の規制改革

議題2 放送を巡る規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 時間となりましたので、規制改革推進会議、第34回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長が御出席でございます。

飯田委員、八代委員、角川専門委員が所用により御欠席でございます。森下委員は後ほど遅れて御出席と伺っております。

ここからの進行を原座長、お願いいたします。

○原座長 本日の議題は2つでございますけれども、1つ目が「エネルギー分野の規制改革」です。

先月のワーキング・グループにおいて、経済産業省から電力システム改革について、卸電力市場改革や電力先物市場の準備状況などにつき、ヒアリングを行わせていただきました。本日はこれを踏まえて、さらに電力先物市場のあり方について議論をしたいと思っております。

東京商品取引所様、また、有識者として大阪大学名誉教授の八田先生にお越しをいただいております。お忙しい中を誠にありがとうございます。

順番は、東京商品取引所様から先に伺い、その後、八田先生からお話を伺って、質疑応答は最後にまとめてさせていただきたいと思っております。

では、よろしくをお願いいたします。

○東京商品取引所（小野里執行役） 東京商品取引所の執行役の小野里でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、早速、電力先物市場の在り方について事務局から4点ご下問事項がございましたので、それに従って御説明したいと思っております。お手元の資料1-1を使って御説明させていただきます。

まず「電力先物市場の在り方に関する検討会報告書」というものが経済産業省で取りまとめられました。それに対する受止めとそれを踏まえた具体的な見通しを説明しろということでした。2ページ目、まず報告書の受止めでございますけれども、私どもとしましては、日本卸売電力取引所、JEPXのスポット価格の価格変動リスクをヘッジするために、早期に電力先物市場を創設することが望ましいというコンセンサスが得られたことは大変有意義だったと考えてございます。その検討会では私どものマーケットの商品設計等々を御説明する機会がございませんでしたので、今後TOCOM主催の検討会を設置して、早期に市場の立ち上げを議論したいという考えでございます。

では、具体的にどういう設計を考えているかということで、6ページを御覧になっていただけますでしょうか。商品設計、これは現在私どもが考えている具体案でございますけれども、まず、商品としては、エリアが東と西、東西分断が恒常化している現状を考えまして、東は東京、西は関西、このエリアごとにそれぞれ24時間のベースロードと日中ロード、この4つの商品の先物を考えてございます。先物の場合、最後まで残ったポジションを現物の受け渡しで決済する場合と現物価格で現金で決済するという2つの方法がございますけれども、今回私どもが考えていますのは、JEPXのスポット価格、一日前市場の価格を最終決済価格とする現金決済、受け渡しを伴わない、そういった先物を考えてござい

す。具体的には、そこに「最終決済価格」とございますけれども、JEPXで形成されたそれぞれの価格の1か月の月間平均価格をもって決済するといったものを考えてございます。取引期間は毎月の15限月、15か月先まで取引をする。こういった商品を基本的には考えてございます。詳細はもちろん今後事業者との意見も踏まえて考えてまいりたいと思います。

それでは、この商品をどういうシステムでやるのか、システムの議論もございましたので、12ページを御覧になっていただけますでしょうか。現在私どもでは、JEPXのデリバティブの取引システム、J-GATEというNASDAQが提供しているシステムがございます。これを使って現在私どもは取引をしてございますので、電力もこの同じシステムに乗せて追加上場という形で現在開発の準備を進めてございます。現在使っておりますシステムでございますけれども、処理速度、レーテンシーなどは、JPX、OSEの日経225の先物と同様、私どもの金の先物市場もそうですけれども、海外の高速取引、高頻度取引、こういったプレーヤーは大量かつ高速に取引しておりますけれども、そういった取引も全く問題なく耐えられる十分な性能と能力を持ったシステムであると認識してございます。

13ページ、現在のシステムでございますけれども、我々の取引はオープニングとクロージングのところでシングルプライスオークションという価格を一本値で決めて、その後は、価格優先、時間優先のザラバに移行すると。これは現在の我々の金の先物であるとか、日経225の先物と同様の仕組みでございます。また、下の方にございますけれども、過度な、急速な価格変動を防止する観点から、サーキットブレーカー、こういった制度も標準的に装備してございます。こういったシステムを使って、電力先物を上場したいと考えてございます。

取引の結果を清算する、クリアリングでございます。これについては14ページを御覧になっていただけますでしょうか。私どもはTOCOMの100%子会社の日本商品清算機構(JCCH)というクリアリングハウスがございます。こちらで電力のクリアリングも行いたいと考えてございます。JCCH、取引規模等が少ないのではないかという議論がございますけれども、私どもとしては、国内外の主要クリアリングハウスと同様の違約対策財源等も完備しておりますので、市場規模を考慮すれば全く問題のない財務体制を備えていると考えてございます。

たしか前回の議論の中で、いろいろ財源等が大丈夫なのかという議論があったと思います。下の方の表を御覧になっていただくと分かりますけれども、そこにJCCHと証券クリアリングのJSCC、あと、TFX、これは東京金融取引所のクリアリングでございます。CMEとICE U.S.とICE Europeのクリアリングでございます。御覧になっていただきますと、確かに証拠金額とか清算預託金、これは取引の規模に応じて積まれる預託金でございます。証拠金というのは当然価格変動リスクと建玉数に見合って徴収します。清算預託金というのも市場全体のリスクに見合う金額で設定されますので、取引規模が増えれば自動的にそれが増える仕組みになってございますので、預託金の規模は現在の取引の規模によって規定されているところでございます。

「②自主財源」というところを御覧になっていただきますと、ここは当社も100億弱ということで、これはCMEとかTFX、ICEと比べてもそれほど遜色はないと考えてございますので、清算については問題ないと考えてございます。

また、OTCクリアリングという議論もありましたけれども、これも最近では海外の取引所では、標準化されたOTC契約を先物ポジションに移してクリアリングをするというブロックフューチャーズ、こういった仕組みが一般的でございますけれども、既にTOCOMにはそういうシステムがございますので、電力先物が創設されればこのシステムを使って電力の4商品についてはOTCクリアリングも可能になるという考えでございます。

16ページ、JCCHの財務基盤は大丈夫かというお話があったようですけれども、私どもは当然主務省の指針には沿っていますし、国際基準であるFMI原則の違約財源等の担保、それから、私どもの規制当局だけではなくて、米国のCFTCによるForeign Board of Tradeであるとか、欧州のESMAによる第三国認証といったものの認定を既に受けてございます。ですから、欧米のクリアリングハウスと同等と国際的に認証されています。

右下に、違約、デフォルトがあったときの財源の順位がございますけれども、この順位もほぼグローバルスタンダードにのっとりたものでございますので、少なくとも信用性の観点からは全く問題ない。電力についても、当然電力で取引が増えれば、その分、証拠金とか清算預託金を多く預託してもらいますので、それについては全く問題ないと考えてございます。

右下に、左の財源以外にも銀行間のシステムトラブル等で緊急に融資が必要だということに備えて、緊急融資枠といったものも450億円設定してございます。これは以前300億円だったものが、拡張した方がいいということで、今年の2月に新たに150億円増額したものがございます。そういった意味では、クリアリング的には全く問題ないと理解してございます。

2点目の電力先物の準備状況でございますけれども、資料はございませんが、私どもとしては今年の秋を目指して、今、積み残しの議論を電力会社ともしております。システムの準備も進めているところでございます。

3点目に質問がございました先物上場後の運営の見通しということでございます。8ページを御覧になっていただけますでしょうか。電力が上場したらどのくらいのボリュームができるのかということでございますけれども、これについては、将来的には特に2020年の燃調の廃止であるとか発送電分離等になれば、先物はよりニーズが高まると思っておりますが、どうしても新しい商品というものは、マーケットが立ち上がるには一定の時間がかかるというのはやむを得ないと思っております。

ただ、我々としては収益見通しといいますか、詳細は申し上げられませんが、基本的な考え方だけ申し上げますと、この下にあるのは経済産業省の資料でございますが、スポット、一日前市場が大体電力全体の需要の1割から3割、先物というのはスポット市場の3倍から4倍程度、これは欧米の例でございます。ですから、スポットの先物は恐ら

く少なくても3割、多くて1.2倍ぐらいというのがとりあえず当面想定されるようでございますけれども、その中でコンサバティブな数字を使って、その中で少なくとも当初は単年度で赤字にならない、将来的には当然黒字を目指す。こういった基本的な収支見通しを考えてございます。

9ページ、欧米の先物市場の立ち上がり状況でございます。これは御覧になって分かりますとおおり、EEXなども先物が立ち上がってからある程度ボリュームができるには数年から7～8年かかっております。

どういう市場参加者が想定されるのかというのが10ページでございます。国内は当然JEPXのヘッジであるとか、OTCのスワップのカバーであるとか、当然スペキュレーターも入ってくるでしょうし、原油等の燃料のスプレッド等の取引、こういったプレーヤーが参加することを期待してございます。

11ページ、当然、現在我々のマーケットに入っているプレーヤーから推測するということはございますけれども、現在私どものマーケットでは5割が海外からの取引参加者でございます。この海外の比率は、取引量、比率とも増加している傾向にございます。既に電力先物についても、海外のトレーダーから非常に問い合わせが来ているというのが現状でございます。

前回の議論の中で、TOCOMの財務が大丈夫なのかというお話があったとございます。結論から申し上げますと、確かに近年少し赤字が続いているのは事実で、当然取引所として黒字化に向けて最大限努力してございますが、当社グループは無借金経営でございますし、当面キャッシュフロー的には全く問題ない。ですから、取引所経営には深刻な問題があるとは考えておりません。ただ、前回のワーキング・グループで御指摘がございましたので、補足させていただきます。TOCOM単体の現預金の推移は、非常に大きく変動しておりますが、これは後で御説明しますけれども、現預金の中に受け渡し代金という預かり金があるのです。それによって大きく変動するので、実際に我々はこの指標は余り重要な指標とは考えてございません。

当社では現預金等の残高から商品先物取引に係る預り金を除いたものを自己資金として考えておりますが、当社の自己資金は5年に一度、取引システムの更改という大規模なシステム投資を行い、その後の5年間において、この投資を減価償却という形で回収し、キャッシュを積み上げていくといった投資サイクルとなっております。2016年9月に現行の取引システムのための大規模な投資が完了しておりますので、5年後の次のシステム投資までは大きい投資もございませんし、その間、キャッシュを積み上げていく期間になりますので、当社の運営に問題はないと考えております。

当社の経営改善のために電力先物を上場するのではないかという議論がございましたが、先ほど申し上げましたように、新しい商品で上場して、それですぐもうかるということはありません。これは中長期的にはもちろん収益の柱にしたいと考えてございますが、私

どもとしては、当初、電力固有のシステムを入れようかという話もございましたけれども、とりあえずスモールスタートということで費用を抑えて今のJ-GATEに追加するというごこととでございますので、少なくともTOCOMの経営改善のために取引をすることは全く考えてございません。

最後、4点目、未来投資戦略に記載してある総合取引所の速やかな実現に関する当社の見解と取組ということでございます。確かに、閣議決定で、総合取引所の実現とごさいますけれども、あわせて総合エネルギー市場、電力・ガス等が一貫して取引できるマーケットの創設も記載されています。私どもは商品取引所でございますので、リーチと目的ですが、価格変動リスクのヘッジを目的とする商品取引所としては、まず総合エネルギー市場の創設といったものを優先したいと考えてございます。

そうはいつでも、もちろん証券、株、コモディティが一体で取引できる投資家の利便性の向上も非常に大事だと思っておりますので、私としては、自分たちのリーチの中でできることはやっておるつもりでございます。具体的には、先ほどお話ししましたJPXとのシステム統合であるとか、例えばJPXさんに金とか原油のETF・ETN、上場投資に上場されていますが、これは正に私どもと協力して作った商品でございますので、これがうまくいっている例としては、原油のETNがJPXが上場されたことによって、ヘッジの玉がTOCOMの原油市場に入ってきて、両方のマーケットが大きくなる。こういった相乗効果もございます。それ以外もマーケティングの協力などももらってございますので、少なくとも我々としてはできることはやっていると考えてございます。

その関連で、主務省との折衝状況ということも御下問にございましたが、これは特にございません。

簡単ですが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

八田先生、お願いいたします。

○八田名誉教授 八田でございます。

今日は経済学者として発言させていただきたいので、私の所属する電力・ガス取引監視等委員会の立場とはすり合わせしておりません。

今日お話ししたいのは、電力の先物市場というのは絶対に必要なもので、これは日本の電力市場を完全に機能させるためには不可欠なものだということと、その導入の前段階としていろいろ準備しなければいけないことがあるということとです。

具体的に申し上げますと、現在日本の商品取引の場合にはインサイダー取引への対策とか市場支配力の行使への対策といったことは、そんなに大きな問題ではないので、金融のように精緻な制度整備はなされていないのです。ところが、電力というのはどこかで発電所ができるとかという噂が立つだけで大きく価格に影響を及ぼします。こういうことへの対策は非常にきちんと立てなければいけない。スポットの市場についてそれをきちんと監視しているのが、電力・ガス取引監視等委員会で、スポットの価格も時々刻々委員会事務局

で見られるような仕組みになってやっています。したがってそこを利用してまず先渡市場を始め、その後で金融的取引の監視を制度的に整備してから、先物市場を作ればどうだろうというのが話の筋です。

まず最初のところからお話いたしますが、スポット市場の整備と電力の自由化には密接な関連があります。自由化自体は送電線を開放して誰でも自由に使えるということなので、送電線を使ってみんなが相対取引すればそれでいいではないか取引所はいらないのではないかと考えられるかもしれません。しかし、実は旧電力会社はあらゆる時間帯に発電できる発電所のスペクトラムを持っているわけです。それに対して、新規の参入者は、ある時間帯にだけ使える非常に優秀な発電機を持っていても、お客さんに届けるには他の時間帯の電気をどこかから仕入れてこななければいけない。それができるのはこの取引所から仕入れることなのです。だから、新しい発電機を持った人が市場に参加するには、他の時間帯の電力を市場相場で仕入れられることが不可欠なので、取引所のスポット市場は自由化には不可欠な装置です。

スポット市場の価格は日々変動するわけです。いつも話をするのですけれども、ノルウェーで1992年に自由化したときに、最初はみんな取引所から全部買ってあげればよかったと思っ、お客さんに対して長期の固定価格で供給する業者が多く現れました。しかし、実際は取引所の取引価格が後で上がってしまった。それでも小売事業者がばたばたと潰れたというようなことがあった。したがって、ノルウェーではその反省としてまず、先渡市場ができてきて、それに続いて先物市場ができてきたのですが、将来の価格をきちんと今、予測できて、それで取引ができる仕組みがどうしても必要です。先渡市場、先物市場、違いは後で御説明いたしますが、そういうものがなければならぬし、これがあるとそれに伴ってスポット市場自体が非常に活用されるようになる。そういう相互作用がございます。

そのときに先物の意義というのは何かというと、先渡、先物の定義はいろいろありますけれども、一番普遍的で恐らく日本でも採用されるような定義は、先渡の場合には、電力を売る発電会社や電力を購入する工場だとか、ビルだとか、そういう実物資産を持っている人たちだけが参加する。自分たちの取引のために日々の変動にさらされないように利用するというのが先渡です。それに対して先物市場は、そういう資産を持っていない人も入ってこられる。だから、金融業者が入ってきて、よりリスクヘッジなどのサービスを提供できる。リスクをとってもいいよという人も入ってこられるわけですから、それはそういう様々なデリバティブなどを活用することによって、より価格が効率的になっていくという特質がございます。

日本では、今は先物市場がなく、スポット市場と先渡市場があるだけです。スポット市場の電力取引に占める割合が数年前には0.2%程度だったのですが、直近の正確な数字で8%ぐらい市場を占めていますし、恐らく現時点では10%を超えているのではないかと思います。だから、急速に自由化に伴ってスポットは増えています。

ところが、この先渡が全然増えていないのです。先渡は基本的に、全国共通のスポット

市場のシステム価格に対してやっています。実際のスポット市場は、しょっちゅう分断されて、東西別々の価格になってしまうわけですから、使い勝手が悪かった。東西分断があってももし非常に大量に先渡取引されていれば、恐らく地域差に対するデリバティブみたいなものが別途できていくのでしょうけれども、それができるには、もともとの先渡の取引量が少な過ぎてできなかった。一方、地域差デリバティブがないから、先渡取引も増えない。言ってみれば、穴にはまって抜け出られないような感じですね。

もう一つ、ここでのガスの議論にも関係するかもしれないのですが、今、常時バックアップという制度があるのです。新規参入者に対して電力会社が一定量の電気を卸供給しなければいけないという制度がある。その価格は電力会社内で取引している相対の価格の平均値です。そうすると、新規参入者にとっては、日々の変動にさらされているスポット市場から買わずに、こちらから買えば価格ヘッジされているわけですから、それはありがたい。この制度があるがために先渡を利用しなくても済むという側面もあるのです。だから、将来的にはこの常時バックアップを先渡市場への玉出し制度に改革していった方が、恐らくはいいのだらうと思います。

ところが、今の先渡は、ザラバだけでやっていますから、電力会社はこの市場に玉出しできません。先渡にシングルプライスオークションの機能があれば、先渡の市場でもって電力会社にちゃんと一定量玉出しをしてもらい、価格は市場で決まるのだからということができます。そのような問題点があります。

現在の時点で先渡の改善点は明らかなので、まず分断を考慮して東西別々に作らないといけない。これは私の理解する限り、8月からはやる予定です。今は取引手数料は非常に高いのですが、これも一気にヨーロッパ並みに下げてしまいます。それで随分取引量は増えると思います。かなり抜本的な改革をしますから、それがどうなるのかを見る必要があると思います。将来的にはシングルプライスオークションを実取引の例えば1年前に入れるというようなことにして、そうしてそこに今議論されているベースロード電源とか、あるいは常時バックアップの新しい形などをやっていくということになると、先渡は非常に活性化すると思います。

その次に先物をどうするかということなのですが、先物は基本的には金融業が関与する市場です。

問題は商品取引の中で、恐らく電力だけではないかと思うけれども、こういうインサイダー取引や市場操作に関する監視が極めて重要なのです。電力・ガス取引監視等委員会もスポットに関してもそういうインサイダー取引的なことが起きたら困るから、精緻なガイドラインを作りまして監視していますし、実際に市場操作的なことで発見したこともございます。したがって、こういう整備、それから、インサイダー取引だけではなくて、市場支配力の行使、そういうことを防ぐ手だてをきちんと用意することが、金融事業者も入れる場合には不可欠なのではないかと思います。

それができた後では、私は先渡と先物は対立するものでは全くないと考えています。北

欧などでは両立しています。決済の仕方が違うから両立にメリットがあると思います。片方はちゃんと実物の資産を持っているから担保もきちんとありますから、割と簡単な決済でできるわけですが、もう一つの方は直接間接に無数の人が取引に関与しますから、先ほどお話があったような証拠金を日々積み重ねて上げたり下げたりすることをしなければいけない。それぞれに異なるメリットがあります。

先渡できちんとした価格形成ができると、それを先物が活用して船出すればよい。すなわち先渡市場をまず機能させることで、先物がスムーズに大きくなっていくための踏み台にそればよいのではないかと考えています。物には順序があるのではないかと考えています。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

質疑応答に入りたいと思いますが、先に前回の議論の経過を少しだけ御紹介させていただきたいと思います。

先ほど、TOCOMさんから経営再建のための上場ではないのだというお話を頂戴いたしました。前回の議論では経済産業省さんから御説明を伺いましたが、そのときに、現状では金の一本足打法になっている、貴金属に依存する収益構造になっている、そこで電力をもう一つの大きな柱としていきたいのだという方針であるというように伺いました。今日のお話を承っても、すぐにということではないけれども、中期的にはそういった方針で動かれているということなのかなと理解をいたしました。TOCOMさんの経営としては、それはあり得ることなのだろうと思います。

一方で、この電力先物は、先ほどの八田先生のお話もありましたように、電力システム改革の観点で大変重要な要素だと理解しております。そのときに経済産業省さんとして今の進め方でいいのかという議論をしていたということでございます。今日のお話の中でも承りましたように、市場規模を見たときに、海外の電力を上場している市場と比べたときには圧倒的に規模の違いがある。また、TOCOMさんの赤字が続いていらっしゃる。その中で、単独でなさを電力システム改革の観点でどう考えるのかという議論を経済産業省さんとはさせていただいております。その中で今日お話を伺いましたということでございます。

先ほど幾つかのお話をいただいた中で、自己資金についての御説明もいただきましたが、率直に申し上げると、むしろ不安が高まってしまう。自己資金の減少は定期的なシステム投資の影響なのだというところでもございましたが、そうだとすると、2010年度の前には一旦減って回復する流れがあったのかどうか。これは今日でなくても後で結構ですので、また補足いただけることがあればお願いできればと思います。

という経過を御紹介した上で、質疑に入らせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田座長代理 ファンダメンタルな質問で恐縮なのですが、どなたからでも結構ですので御教示いただければと思います。本当に消費者感覚なのですが、電力の消

費量というのは、これからは恐らく減ってくるのだらうと。広がっていくマーケットではない中で、そのパイを争っているいろいろな新規産業が入ってくる。その中でこういった仕組みというのは新規産業をサポートするという意味では非常に大事だと思うのですが、市場自体が縮小していく中でも海外投資家たちは経験とノウハウがありますから、今は食いついてきているのだと思うのです。ただ、実体のビジネスが拡大する感覚がない中で、これはどう伸びていくのか。

私は通信に身を置いておまして、通信の自由化とどうしても重ねて考えてしまうのです。あのときもそれこそ各国で一気に自由化したときに、たくさんの新たな通信会社ができました。それが結局アメリカなどを見てみると、今、2社から3社になっている。ファシリティを持った大手だけになりました。この10年間でいろいろな国で見えてまいりましたが、電力市場では、どのようなことが起こるのかと思います。

例えば通信産業のことを申し上げますと、大手の通信会社がクラウドですとか、他のサービスも追加して、ICTという枠組みの中でネットワーク以外のいろいろなサービスを提供していくということもありますし、また、Amazonのようにネットワークを持たない上のレイヤーから参入してきた企業が、通信関連のサービスも取り込んで、ICTのプラットフォームと言う形で総合的に提供するとか、そういうことが今、起きているわけなのです。電力とかガスという製品を考えますと、例えば大手通信会社のA社があると仮定して、その一つのサービスとしてパッケージサービスとして提供する可能性はあると思います。逆に電力、ガスの産業やそのビジネスに新規参入した企業が、通信関連のサービスも取り込んで総合的サービスを取り揃えて提供することもあるかもしれない。その辺のビジネスの展望や成長戦略というところをどう考えていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

○東京商品取引所（小野里執行役） 電力のマーケット全体がシュリンクするかという話は別にして、私どもは限られている中でも、正に先ほど八田先生がおっしゃったように、電力のシステム自由化とともに、価格変動リスクの場が必要だということで、電力先物市場の整備ということでこの議論をやっているわけでございます。確かに先々は分かりませんが、よく海外から非常に関心が高いというのは、日本の電力の市場規模というのは、大体フランスとドイツを足したよりも大きいということで、一つの先物として非常に規模が大きい。少なくとも海外のプレーヤーなどはそう見ているようです。

それは別にしても、まずそういう価格変動リスクが高まるのであれば、それをヘッジする場が必要だということで、私どもとしては、先物市場を作るのが基本でございます。私どものビジネスということは、当然、なくはないのですけれども、取引所としてのポートフォリオというのは、金の一本足打法というのはちょっとあれですが、うちは金は4割ぐらいでエネルギーが25%ぐらいありますから、決して一本足とは思っていませんが、これに当然電力なども加わっていくことは考えてございます。ですから、収支の議論とは別に、収支はもちろん当然とっていくつもりでございますけれども、取引所としては、飽くまで

価格変動リスクの場を提供するという観点で考えております。

それから、先ほど八田先生からお話がありましたように、先物の場合、電力の場合、インサイダーの問題があるというのは正にそのとおりだと思っております。当然我々もそういうものに対応した上で、先物を開始しようと思っております。ただ、先渡が全部整備されてから先物ということではなく、逆に先物が併存することによって先渡もまた伸びていくというのも、海外の例でもございます。電力では既に先渡もスタートしていますので、できれば早目に先物も取引開始したいと我々は考えております。

○八田名誉教授 2つ側面があります。今、座長代理から御指摘があったように、日本の電力の消費が減っていくのはそのとおりであると思うのです。それは人口だけではなくて、ありとあらゆる技術革新を用いた省エネをやっている。

その一方で、今、東電の発電能力はフランス全体と大体同じですね。あと、TOCOMさんから御指摘があったように、フランスにドイツを加えると、日本全体という感じですから、日本は国際的に見て巨大なマーケットであるということがあります。

今の御質問に関して言えば、私はこうだと思っております。日本とヨーロッパやアメリカの電力の仕組みというのは、極端に言えば日本の方がママさん、パパさんの店の経営で、向こうは大株式会社でやっているようなものです。要するに、経営の近代化、システムの近代化のレベルが全然違っている。特に、以下の2点で異なっています。第一は、先物、先渡があるかどうか、第二は、最後のインバランス調整の価格がきちんとしているかどうかということです。両方ともまだまだ日本はプリミティブなのです。

長いこと電力会社が支配して、日本だけ特殊になったわけですが、これは、電力関係の企業に国際競争力がないという結果をもたらしました。このような国にいる発電メーカーが、あるいは送電線を作る会社が、これから広がるアジアの巨大なマーケットに他国との競争に打ち勝って進出していけるのか。日本で競争的な市場を作るということは、正にそういうところで戦っていける企業を作っていくことだと思っております。

恐らく通信で自由化が起きなかったら、現在の孫さんはないと思うのです。そういう企業を育てる環境を作るというのが、自由化の最大の意味だと思っております。

○吉田座長代理 よく分かりました。ありがとうございます。

○大田議長 ありがとうございます。

まずTOCOMさんに伺います。直近5期中3期で連結赤字になっておられて、黒字化に向けた努力をしておられるということですが、電力先物以外で経営改善のために何をしておられるのかをお聞かせください。

次に、八田先生、説得力のあるお話をありがとうございました。先ほどのお話の中で、先渡の改善策を8月にとられて、それで先渡市場が整っていくだろうということでした。その後、いつ頃先物市場を整えていくタイミングだとお考えかというのが1点目です。

2点目に、TOCOMさんから、現段階であっても、先物市場を作ることが先渡を増やすことにもなるので、先物は先物で併存して始めた方がいいというお話があったのですが、これに

ついてどうお考えかをお聞かせください。

それから、経済産業省の戸邊参事官に伺います。私どもは電力先物市場が重要であるからこそ拙速はいけないということを前回から申し上げております。先ほどの八田先生のお話をどのようにお受けとめになったのかをお聞かせください。その上で、上場申請があれば直ちに認可プロセスに入るのかどうかをお聞きしたい。

あわせて、どうやって流動性を出していくのか。経済産業省の報告ではマーケット・メイカー制度を導入して、特に市場創設当初における流動性の提供という役割を担ってもらうような対応について検討する必要があるということしか書いていないのですけれども、例えば東電とか関電とか中部電力にマーケット・メイカーになってもらうのか。具体的にどうなさるおつもりか、重要な点が先送りされた報告になっているのですが、その点をお聞かせください。

以上です。

○東京商品取引所（小野里執行役） まず、黒字化への努力ということでございますけれども、これはもちろん既存商品をベースに、先ほど若干御説明しましたが、当社は十数年前は海外からのボリュームがほとんど1割あるかないかぐらいで、かなり国内に特化したマーケットだったのでございますけれども、海外マーケティングに注力した結果、今は5割以上、月によっては6割近くが海外からの玉となってございます。ただ、海外と申し上げましたけれども、大体欧米とかシンガポール、東南アジア、豪州でございまして、最近、中国が非常にTOCOMのマーケットに関心を持って、特に私どもはゴムのマーケットがございまして、ゴムが非常に今、中国で人気がございますので、2～3年前から特に中国のマーケティングに非常に力を入れてございます。

ボリュームを増やすというのは、そういう意味でいろいろ努力するわけですが、ボリュームそのものはどうしてもそのときのボラティリティーなどに依存する部分がございますので、もう一つ、出費を抑えるということも当然大事なことでございます。これは先ほども若干申し上げましたけれども、今はもう取引所はインフラ産業化していますので、取引所のコストの大半はほとんどシステム投資。例えば先ほど若干話が出ましたけれども、次期のシステムについてはクラウドを利用するとか、そういった新しい技術も使いながら、取引システムそのもののコストを抜本的に下げていく。この2点が大きい取組の柱でございます。

○八田名誉教授 まず、いつやるべきかということですが、先ほど申し上げましたように、最低限、インサイダー取引だとか、市場支配力の行使だとか、そういうことに関する電力市場に特別に配慮した注意深い防御策を作る必要があります、それは、TOCOMでやってこられた商品一般とは全く違ったものを作る必要があるだろうということです。電力はTOCOMが取引しても、国際商品ではないという側面もあります。それが整備される必要がまずあると思います。

次に先渡市場の活性化を先行させた方がいいと思います。先渡取引になれるだけでも時

間がかかると思います。さらに、金融取引自体に対して、デリバティブを操作したりなどするのに電力会社はそんなに慣れていないと思うのです。そこにはラーニングの時間がかかると思います。

だから、最初の時期というのは、ガイドラインが整備されたすぐというわけでもなくて、少なくとも先渡取引ではいろいろ経験があるという状況になったときに、それに加えていろいろなデリバティブを駆使するような市場への参加ということを経済会社や需要家も考える。それが順番としてはいいのではないかと思います。したがって、先ほどすぐ採算に乗ることは考えていらっしゃらないとおっしゃったけれども、なかなか立ち上げるのには、時間がかかるのではないかと思います。

そんなに長いこと待つ必要もないと思いますが、簡単な先渡市場の問題点が明らかになっているわけだから、それを直して、まずそれがどこまで行くかを見るのか先決ではないかと思えます。

同時でいいかというのは、今、お答えしたようなことで、多少先渡を先行させた方が、採算の観点からいいのではないかと考えております。

○東京商品取引所（小野里執行役） 先ほど八田先生がおっしゃったように、インサイダー取引と同じで、市場支配の防止等に対する整備を行ってからやるのが当然だと思っております。

早くやる意義ということなのですが、確かにマーケットを立ち上げるのは非常に時間がかかるのです。これは今まで我々の金であっても原油でも、取引をすればすぐできることはなかなかございません。私どもは先ほど、今、考えている商品設計を御説明しましたけれども、もちろん現時点でいろいろお話を伺って、これがベストだろうと思って取引開始するのですが、マーケットはやってみると予想外のことが起こるといのは多々ございます。ですから、スタートしている中で、だんだん細部を修正しながらマーケットを洗練させていくということがございます。

害がないのであれば、ある程度早目にスタートして、その中でだんだん実際の取引参加者のニーズなどにも応えてマーケットの商品設計を変えていくとか、これはこれまで石油製品等々でも行ってまいりましたので、それは事前に全部準備してやればいいということにはならず、ある程度走りながら考える部分はどうしてもマーケットはございます。ですから、時間がかかるといのは正にそのとおりで、時間がかかるからこそ、特別な害がない限りある程度早目にスタートしたらいいのではないかとというのが我々の考えでございます。

○経済産業省（戸邊参事官） 経済産業省でございます。

どちらが先か後かというところについては、これは市場参加者のニーズ次第なのかなと考えております。

○大田議長 どちらが先かをお尋ねしたのではなくて、拙速はいけないと私どもは申し上げ

げておりますので、八田先生のお話をどう受けとめられたのかというのをまずお聞かせください。

○経済産業省（戸邊参事官）　そういう意味では、インサイダー取引への対応であるとか市場監視への対応、これは取引所としての対応も必要ですし、我々当局としての対応も必要です。そこについてはしっかり考えていかななくてはいけない。これは検討会の報告書でも指摘をいただいているところでございます。その他にも市場参加者をどういう範囲にするのかといった議論もございましたので、正にそういった議論を、今、電力会社との調整をしているところでございます。その調整がしっかり済んで、そして、申請が上がってくれば、これは商品先物取引法に基づいて許認可のプロセスに入るということでございます。

流動性の確保をどうするのかというお話でございます。これは一番、マーケットの参加者が、しっかり電力会社大手がどこまで入るかというところが大きいのではないかと考えております。そういった意味からも、正に電力会社との調整をしっかりやって、彼らの意見も踏まえて、その商品設計の具体化についてTOCOMと電力会社で調整をしていただく。そこがポイントだと思っています。

マーケット・メイカーの話を書きましたけれども、先物は基本的にマーケット・メイカーに何か義務付けをしてやらせるものではないと考えておまして、また、我々もそのように考えておりますので、これは正にインセンティブをもらって、やってもいいよといった者が出てきた場合にやっていただくということを想定しております。

以上でございます。

○大田議長　インサイダーが起こらないような条件整備をするといった準備によっては、年内上場にはこだわらないということですか。

○経済産業省（戸邊参事官）　そこはこだわっていません。これは正に許認可プロセスがありますので、いつまでというのは当局としてはそれはございません。

○原座長　今のお答えの中で、申請があるから認可プロセスに入るのですということだったのですが、これは私は最初に申し上げましたように、そうではないのではないかと。先物市場をどうやって立ち上げていくのかについての経済産業省さんの政策判断をお伺いしたいのです。それは電力システム改革の観点であるべきだろうと。

○経済産業省（戸邊参事官）　当然、電力会社との調整を経た上で申請がなされると我々は想定しております。そこの申請につきましては、例えば法律上は20社以上ですか。うち当業者が過半数、こういった参加者数を確保することであるとか、あるいは十分な取引量が見込めるのかとか、現物の生産流通のために必要か、正にこれはエネルギー政策の観点だと思いますけれども、そういった法律上の要件を満たす必要がありますので、そういった要件を満たしているかどうかを審査させていただくと。

○原座長　そうでなくて、20社以上の発起人が必要だということとか、それ以前に類似施設でやる可能性があるとか、そういったことは存じ上げているのですけれども、それは商品先物取引法上商品先物法上の話であって、そうではなくて、先ほど八田先生が言われた

ような、先物市場の前に先渡市場をまずしっかり立ち上げて機能させることが良いのではないかと、幾つかの観点があるかと思しますので、それをどうお考えになっているのか。先物市場がしっかり機能していくようにするために、どういった順番でどう物事を進めようとされているのかを伺いたいです。

○経済産業省（戸邊参事官） 先物市場には、これもお話がありましたけれども、非当業者が参加することによる流動性の確保であるとか、クリアリングによって市場参加者の信用リスクを遮断できるといった、他の市場とは異なる特性があると思っております。ですから、御指摘の先物市場との関係については、これは併存といったことはあり得るのかと思っておりますが、我々のところとしましては、それは電力会社との調整を経て、そういった申請があった場合には法律に基づく審査となるというところは御理解いただければと思います。

○原座長 理解できません。八田先生に、エネルギー政策の観点でどう考えるのか、もう一回コメントをいただけませんかでしょうか。

○八田名誉教授 順番についてですか。先ほどから申し上げておりますように、まず先物市場は必要です。それから、併存も当然あり得ます。

ところが、併存する際に、順番としてまず他の商品取引とは違うので、インサイダー取引とか、そういうことに関する仕組みを最初に作っておくべきではないか、認可してから、作るのでは遅いのではないかということが一つある。

もう一つは、先物市場と比べて、恐らく先渡市場は非常に入りやすいものですから、金融的な専門性はそんなに要りませんから、そこにまずどのくらい入って価格形成されるかを見てからでないと、一番最初は正直に言って採算に乗るのはかなり難しいのではないか。だから、ちょっと間をあけてからやった方が、機が熟して、先渡市場で活躍しているところも、これからは金融取引もやりたいし、いろいろと高度なこともやっていきたい、あるいは他の市場参加者も入っていききたいとなるでしょうから、そういう順番でやったらどうかと私は思います。これはある意味でTOCOMさんのことを考えて、採算のことを考えて。

○原座長 ありがとうございます。

私が再三申し上げている電力システム改革からの視点で考えたときに、今、御指摘いただいたような幾つかの点があって、インサイダー取引についてのルール整備はきちりと事前にやっておかないといけない。これは単にルールの問題ではなくて、人材や体制面での様々な整備を含むのだらうと思います。それが今、海外市場でできているようなことが今すぐにできるのかどうか。これは私が拝見している数字を見る限りで、とてもすぐにそのような状態になっていないのではないかという気がいたしますが、経済産業省さんはどう評価されているのか伺いたい。

2つ目に、先渡市場をまず整備すべきではないかという八田先生の御指摘がありますが、これをどう考えていらっしゃるのか。併存はあるのだけれどもという前提です。

3つ目に、これは前回から申し上げているような経営上の観点で見たときに、経営の柱

にするために立ち上げられると。これはTOCOMさんの経営上はもちろんあり得るところでしょうけれども、電力システム改革の観点で考えたときには、それでやってみましたけれども、うまく機能しませんでしたでは済まない話なわけです。それをしっかり機能させるために、どういった順番でどういったスケジュールで進めることが妥当だとお考えになっているのか。これは経済産業省さんでもう一回、今日十分お答えいただければ、引き続きよく考えていただきたいと思っているのです。今、お答えいただけることをお答えください。

○経済産業省（戸邊参事官） インサイダー取引、市場監視について、これは当然市場が始まる前までにしっかり作れというところはそのとおりと認識しております。

それから、八田先生から、順序として先渡、先物というお話と理解していますが、これについては、正に使う立場の電力会社の方の先物に求める機能、役割、それから、先渡に求める機能、役割で、それがどのタイミングでという、そこはユーザー次第なのかなど。ユーザー次第だから、それに基づいて調整がなされて申請が上がってくると私は理解しております。

それから、経営改善ではなくてエネルギー政策で考えるべきというところは、それはそのとおりと認識しております。

○大田議長 あわせて伺いたいのですが、電力先物市場は巨大なプレーヤーが参画しますし、価格変動も極めて大きい。つまり、TOCOMさんがこれまで扱ってこられたものとは違う性格を持っています。そうしますと、前回から申し上げている海外取引所との連携であるとか、未来投資会議で打ち出されている総合取引所ですね。こういう他の方策もしっかりと検討してからTOCOMさんの上場申請の審査をしても遅くはないのではないかと考えますが、これについて改めてお伺いいたします。

○経済産業省（戸邊参事官） 海外との連携、国内の連携については、これはまず前の繰り返しになって恐縮なのですが、一義的にはTOCOMが経営判断してやる話だと我々は思っております。といいますのも、ステークホルダーの株主、あるいは正に市場参加者たる投資家、彼らにとっての一番の利便性として何がいいのかというところは、一義的には取引所が考える話なのかと思っております。

一方で、エネルギー政策上の観点で、燃料先物市場といったところでの海外との連携といった御指摘はいただいておりますので、そういったところについて、これはTOCOMにも考えていただきますし、我々としても国として、例えば海外の規制当局との間でのやりとりが必要であるとか、そういった場合には積極的に対応したいと思う次第でございます。

というのがあるのと、法律上の上場認可プロセスはございますので、そこはその法律にのっとった対応はさせていただく。ただ、当然その裏にありますのは、電力会社との調整もしっかりして、それはイコール、エネルギー政策とも整合性がとれているから、正に調整がとれて上がってくるものだと私としては認識して、それで認可プロセスに入るのかなと考える次第でございます。

○八田名誉教授 1つだけ御紹介したいことがあります。インサイダー取引とか市場支配力の行使に関する規制ということなのですが、各国の規制の強さを一直線上に並べてみましょう。日本の今の制度は余り厳しい規制はないわけですから、左端だとして、今までのヨーロッパではある程度厳しくて真ん中にある。ところが、最近のヨーロッパは右端にあり、大変厳しくなってしまった。

私は現在のヨーロッパはやり過ぎだと思うのは、去年ですか、スウェーデンとドイツの電気事業者が、たまたま日本に来られたので御飯を食べていたら、両方ともが、「EUの電力先物に関する規制が物すごく厳しくなった。」と言うのです。これは金融取引規制の厳しさがどんどんこちら側に入ってきて、不当に厳しくて、コストがかかり過ぎると。このような規制をやられるならば、先物市場から我々は撤退したいと考えている、そういう企業も実際にあるくらいだ。これは無駄だということ力を説いていました。私もそれは恐らくやり過ぎなのだろうと思うのです。だけれども、全く何もないのもどうかと思うのです。これの最適な制度整備をするということはかなり時間も要し、重要なことではないかと思えます。

○吉田座長代理 経済産業省さんに聞きたい。最初に日本の通信業界のオープン可が始まったときに、日本は魅力的な市場だと思われていました。実際は、日本は文化的な特徴なのでしょうか。実際には世界に開くことはありませんでした。

もう一つ、この色のない製品、全く違いのないユーティリティというサービスを売る難しさもあると思います。差別化はできないと言っていいでしょう。そうすると価格競争だけになってしまい、ぎりぎりのところまで淘汰されていくことになります。

今、ビジネス側、すなわち供給側の仕組みの話あり、これはもちろんおっしゃるとおり産業を育てなければいけませんので、大事なことだと思います。しかし最終的なユーザー、すなわち消費者マーケットをちゃんと育てるという戦略を政府がもたないと、成功しないと考えます。通信の自由化の流れの中で、外資系の通信会社は10年ともたず、ほぼみんな撤退して行ってしまった。ここは是非考えていただきたいと思えます。

ですから、エネルギー政策についても例えば再生エネルギーも含めてエコな感じをサービスの中に取り入れて、違いを出せる仕組みを作るとか、そういうプランが必要だと思います。新規参入は大事だと思うのですがけれども、最終的には消費者マーケットが起こらないと全くこれはシュリンクしていきだけの市場になってしまう。実際に私も消費者として各社のサービスを比較したりするのですが、年間に1万円とセーブできないわけです。さらに、企業を変更するときに、スマートメーターを入れてください、そのほかのサービスもお願いしますと言って、そのほかに銀行口座の件とか、ハンコウが必要だとか、色々な手続きが必要になり、結局面倒くさくてやめたくなくなってしまうわけです。

したがって、消費者の立場に立った仕組みがないと、結局新規参入もやりたくなくなってしまうわけですね。提供する企業側とサービスを受ける消費者の両方を考慮することが必要だと思うのです。そこは是非よろしく願いいたします。

○経済産業省（戸邊参事官） エネルギー政策と整合性をとってこの先物市場を作りなさいというところは理解しております。

○原座長 よろしいですか。

先ほども戸邊さんから経営判断というお話がございましたけれども、繰り返し申し上げているように、これは単なる経営判断の問題ではなくて、電力システム改革という観点でしっかりと御検討いただきたい。これは経済産業省とは引き続き議論をさせていただきたいと思っています。

大体時間なのですが、TOCOMさんと八田先生、最後に何かお話がございましたら、お願いします。

○八田名誉教授 電力会社にいろいろ聞いて、やる気があるかどうかをお聞きになる時には、前提としてどういうインサイダー取引などに関する規制があるかということをお話できないと思います。ですから、順番は、そういう取引の公平性に関する規制をまず作って、この条件で、それこそ判こを押してもらったりなどしなければいけないけれども大丈夫ですかと聞いていくべきではないかと思っています。

○原座長 よろしいですか。

それでは、お忙しい中を誠にありがとうございました。

○西川参事官 事務局からです。

参考資料1として、電力ではなくてガスのお話でございますけれども、日本生活協同組合連合会から原座長宛ての意見が出ておりますので、御紹介いたします。

○原座長 よろしいですか。

どうも大変ありがとうございました。

（東京商品取引所、八田名誉教授、経済産業省退室）

（総務省、公正取引委員会、文化庁、中小企業庁入室）

○原座長 それでは、議題2「報道を巡る規制改革」に移らせていただきます。

前回のワーキング・グループで十分議論できなかった点を中心に引き続き議論させていただきます。特に新CASシステムについて、下請取引などの適正化、著作権等の処理について、前回十分議論ができませんでしたので、そこを中心にお話をしたいと思っています。

資料2-1で、私どもから新CASの導入についての質問事項を総務省さんに事前に投げさせていただいております。

資料2-2でございますが、慶應義塾大学大学院法務研究科の石岡克俊教授、本当はお越しいただければと思いましたが、時間がありませんでしたので、資料の提出だけになっております。問題提起の資料をいただいております。

先に事務局から資料2-1と2-2について簡単に紹介をいただいて、その後、総務省さん他からお話を伺いたいと思いますので、お願いします。

○西川参事官

資料2-1「新CAS導入について質問事項」です。

最初の頭書きのところですが、通信と放送が融合する中で、消費者が多様な伝送方式を選択するようになるに当たって、消費者の選択肢の確保、それから、消費者に費用負担がある場合には、それについて理解していることが重要であるという観点から、以下の質問事項をつくらせていただいたということです。

1. ですが、新CASシステムが、4K放送開始に当たって導入されることになった場合に、それがテレビの価格にICチップの費用として上乗せされることで消費者が負担を強いられることになるのではないかとという報道を踏まえて、ここにあるような質問をしております。

(1) 費用負担の問題についての現在の検討状況や、(2) 負担額ですとか、あるいは(3) 4月25日のワーキングでも総務省からお答えいただいたことについて、現在の検討状況や、今後の検討について質問しております。

2. です。新CASでICチップをテレビに内蔵することになった場合、テレビが故障した場合の修理費について、その負担額ですとか、保証期間ですとか、そういったことについての質問です。

3. です。新CASは新CAS協議会というところ検討されていたわけですが、その協議会における議論の過程が透明になされ、消費者等の意見も反映されていたのかどうかという指摘に基づく質問です。(1) 新CAS協議会での検討の経緯などについてですとか、あるいは

(2) 新CAS協議会にNHK関係者が代表理事や事務局長等のポストにいらっしゃるのかどうか、仮にそうだとした場合に、利益相反が起きかねないのではないかとということについての、総務省のお考え。それから、(3) ICチップ方式を選択するという方向で進んでいる理由は何かといった問題ですとか、あるいは最後の(4) 4K/8K放送は、公共の電波を使うわけでございますし、テレビの保有率の高さを考えますと、新CASの問題は非常に多くの国民に関係するということであり、総務省としてこの点についてどうやって対応していくお考えなのか、これらを質問しました。

参考資料として、今年1月22日に主婦連合会から出された御意見も参考に添付しております。

次に資料2-2、慶應大学の石岡先生からいただいたペーパーについて御説明させていただきます。

まず、「一、放送とインターネット動画配信の競争の現状」です。書かれておりますのが、インターネット有料動画配信の加入件数が非常に伸びていて、Netflixとかアマゾンといった海外勢が現在、非常に注目をされていて、激しい顧客争奪競争が始まっているということです。

「二、コンテンツ調達市場における競争と問題点」です。放送事業者、番組供給者、インターネット動画配信事業者が、コンテンツを調達する市場の競争についての御指摘です。1枚めくっていただいて、「だが」というパラグラフですが、その市場において、番組制作会社などのコンテンツ制作者との不適正な取引慣行をめぐる問題が未解決であるという

ことを指摘されております。

その次、「三、放送コンテンツの製作取引適正化に向けた検討の経緯」です。放送コンテンツの製作取引適正化に向けた検討経緯について、総務省での取り組みなどについて記載があり、最後に、3ページの上でございますが、我が国のコンテンツの質と量の向上のためには、問題になっているような不適正な取引慣行の放置は許されないという御指摘をいただきました。

その次、「四、具体的問題と現行制度における不十分な対応」です。3ページの真ん中に黒丸が5つございまして、これらだけではないのですが、石岡先生が指摘されている取引上の問題です。それらの問題について、3ページの下半分以降でございますけれども、公正取引委員会による対応が困難である理由を考察された上で、4ページに移っていただいて、上のほうに「以上の事実は」というパラグラフがございますけれども、これだけ大きな問題として取引慣行の問題が残っているにもかかわらず、長年にわたって変化がないということは、現行制度による解決に限界があることを示しているのではないのか。そういう御指摘をいただきました。

それから、「五、コンテンツ調達市場において影響力を強めるインターネット動画配信事業者」です。コンテンツ調達市場においてインターネット動画配信事業者の力が非常に伸びているということをお指摘された上で、最後に、4ページの一番下から始まりますけれども、「六、対応策の提案」ということで3つ御提案をいただきました。

まず1番目ですが、放送に関する新たな取引ルールの制定ということ。下請法でなぜ対応できなかったのかを検証しつつ検討すべきということで、例えば契約書の締結義務を新たに課すといった御提案や、それから、著作権の帰属の問題について、コンテンツプロバイダに帰属するケースを明確化するとか、あるいは著作権譲渡をする場合には十分な協議をして、適正な経済的対価を支払うべきことを明確化するとか、そういったようなルールの御提案があります。

2番目の御提案ですが、独立した監視機関を設置すべきであるということ。既存の行政機関や民間団体とは人材、資金の面で完全に独立していて、取引当事者の間で公平に対応できるような新たな機関が、報告徴収権限や監督権限を駆使する。そういった機関が必要なのではないかと御指摘です。

3つ目の御指摘ですが、そういった新しい規制をする場合に、真の実効性を考慮するというのであれば、新たなステークホルダーとしてスポンサーなどの資金提供者もちゃんと入れて、コンテンツの取引プロセスに関しても、何らかの形で責任を求めるような仕組みを検討すべきではないかとの御指摘をいただきました。

駆け足でございましたが、以上でございます。

○原座長 では、総務省さん、公正取引委員会さん、文化庁さん、中小企業庁さんの順番でお話をいただいて、その後、質疑をまとめてさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○総務省（奈良審議官） それでは、私の方から新CASの関係と、あと、石岡先生から御指摘いただいた点について見解を申し述べます。

まず、新CASの関係です。本年12月から開始される新4K8K衛星放送を視聴するために必要となる新CAS、ACASとも呼んでいます、これは本年6月までに最終的な開発を終えるべく、現在、詳細な仕様の検討、あるいは評価検証作業が行われてございます。これに係るコスト負担方法のあり方、特に細かい部分に関しては、民間において検討、調整、協議がなされているところでございます。また、実際にどのように受信機へ実装するかというのは各メーカーで検討中であるということになります。

実際にその費用がどうなるかということですが、今、現行のB-CASのときから関係者は多数ございまして、消費者を含めて関係者間で負担し合うという構造は今回も大きな変化はないと考えてございます。実際にどのような負担になるか、あるいは構造になるか。例えば、その後、明らかになった話として、あるメーカーが新4K衛星放送のチューナーを内蔵したテレビを6月上旬より発売すると発表いたしました。この会社は、ACASを搭載した「BS/CS 4K視聴チップ」と呼んでいますけれども、これを後付けにしております。まだそれはできていないのですけれども、テレビを買って、希望するユーザーにはそのチップを追加負担なく配付するというふうに聞いてございます。

このように、大きくりな負担割合とかはもちろん決めますし、最終的に実際に負担したメーカーにしても何にしても、それぞれがどのように商品設計をして発売するかとか、そういったところはそれぞれのメーカーがきちんと今後対応していただけるよう、消費者に多大な負担が生じないように適切に検討等がなされることを期待しているところでございます。

ソフトウェアで実現可能な機能を分離してというような御指摘がございました。この点に関して、私どもが以前に投資等ワーキング・グループでご説明しましたとおり、本年12月1日の実用放送開始までに現在の仕様を変更することは間に合わないということでございます。現在の新CAS、ACASにバンドルされている幾つかの機能を御提言のとおり分離するという事は一つの考え方でございます。それについては将来に向けてということでございますけれども、必要に応じて当事者、これは放送事業者とメーカーだけではなくて、権利保護機能も持っておりますので、例えば権利者、そういった幅広い関係者間において検討することが必要になりますので、この検討を促していくということを考えてまいりたいと思っております。

なお、ソフトウェアで実現する場合であっても、現在、既にほぼ開発済みの新CASの主要部分を取り出すだけで終わりということではなくて、やはりそこには開発費がかかりますし、あと、何よりも権利保護の機能ですから、日々アタックとかいろいろありますので、そうすると運営費がかかってまいりますし、また、放送事業者の設備改修費など相応のコストが必要でございますので、そういった負担を誰がどう負うのかというようなことを含めて、幅広い関係者間で検討をしていく必要があるというものでございます。

故障時の話が出てまいりました。故障時どうなるかというのは、正に実装法はどうかというのに依拠いたしますが、先ほど御紹介いたしましたあるメーカーが発売を発表しているものでは、チップを後付けにしておりますので、不具合が生じた場合にはテレビ全体を修理に出すのではなくて、この部分だけを修理すればいいわけでございます、そういった意味で大きな負担が起らないように、このメーカーとしては判断したということだと思います。

実際、その修理額、あるいは保証といったものは、それぞれのメーカーなりが判断して、サービスとして提供していくことだと思いますが、いずれにしましても、消費者に多大な負担とならないよう適切に対応がなされていくことを期待しているところでございます。

新CAS協議会の体制についての御質問がございました。新CASの開発や運用をするために、一般社団法人新CAS協議会というものが2015年10月に、スカパーJSAT株式会社、日本放送協会、株式会社WOWOW、株式会社スター・チャンネルによって設立されてございます。この協議会では、この12月1日から開始される放送のために使用する新CAS方式の技術、運用面での構築に向けて、関係機関との連携を図り、推進してきてございます。

当協議会の活動内容の情報開示につきましては、関係法に従って適切に取り組みまれていると承知してございますが、検討結果の詳細につきましては、同協議会においても関係者との守秘義務等がある、つまり明らかにすることは難しいと聞いてございます。

当協議会の代表理事等について御質問がございました。代表理事は、日本放送協会の坂本専務理事が務めております。理事は社員総会により選出し、代表理事は理事会の互選ということでございまして、そういった意味で代表理事は坂本専務理事が互選で選ばれているということでございます。このように、この新CAS協議会では、一般社団法人として関係法令、定款、諸規程に従って運営されているということでございまして、役職等の担当につきましても、会員間の協議を経て適切に決定されているものと承知してはいますが、個別の役職の出身については公表されておりません。

なお、利益相反という御指摘がございましたが、新CAS協議会における意思決定は、定款に基づき理事会の決議により社員の総意として適切に行われるものと理解してございます。

最終的にICチップ方式を選択するとの方向で議論が進んだ、その過程を明らかにしてほしいという議論がございましたが、この詳細な議論過程は、正に開発、そして関係者間の協議、検討、調整で行われます。この過程につきましては、私どももちろん承知してございませぬし、新CAS協議会においても守秘義務等がある、つまり明らかにすることは困難であると聞いてございます。

新CASの最後のところでございます。この議論の過程を明らかにし、消費者に意見を十分にとり御指摘がございました。繰り返しになりますが、詳細な調整、議論の過程は、国民でとり行われているところでございますが、他方で、今のB-CAS方式と、機能も改善していますが、取扱いにつきましても変わる部分がございます。消費者に対して、今までのB-CASカードとはこう違って、消費者として、テレビを買ったときにこういう動作が必要で

とか、十分に丁寧な説明が必要であることはもっともでございます、既に昨年12月に総務省から新CAS協議会に対しまして、こうした消費者への丁寧な説明を要請しております。そのため体制強化も本年1月より当該協議会ではとっていると聞いてございます。

今後、12月1日の新4K8K衛星放送の開始に向かっては、この新CASチップの話だけではなくて、全体として様々なことを周知広報していく必要がございます。そういった流れの中で、総務省といたしましても、関係機関と一体となって十分に消費者に情報が行きわたるように取り組んでいきたいと考えてございます。

引き続きまして、下請取引について、慶應大学の石岡先生から3点の御指摘がございました。新たなルールという観点について申し述べます。

総務省ではこれまで3か年にわたってフォローアップ調査を実施し、契約における事前協議の有無等について、受発注側の認識のずれが生じている旨が明らかになってございますが、その要因については、十分に把握するに至ってございません。総務省としては、まずは契約実態や下請構造等について、中小企業庁及び公正取引委員会と合同で実地調査を行い、受発注双方の認識のずれが生じている要因及び改善点を明らかにすることが必要と考えております。

具体的にどのような措置を新たに講ずるのが適当なのかは、要因分析を行った上で、公正取引委員会及び中小企業庁とも相談しながら検討することが必要であり、このプロセスを経ていない現段階で判断することは適当ではないと考えております。

また、放送業界の取引のみに、一定の義務や処分等を一律に行うこととするならば、下請法が適用される他の分野においてはそのような法的措置はとられていないこと、放送コンテンツ分野は、一つ一つ異なる番組が制作されることから個別の番組に応じた個別の契約内容となることが多いと考えられること、放送コンテンツの製作取引について、他分野よりも重い規律を課すべき事実はないことを踏まえれば、より慎重に対処する必要があると考えております。

続きまして、石岡先生から、放送局及び制作会社に公平に対処できる新たな機関が必要ではないかという御指摘がございました。下請取引に関する調査及び処分は、下請法及び独占禁止法により、中小企業庁及び公正取引委員会に権限が与えられておまして、中小企業庁においては下請Gメンが配置されております。また、専門の苦情申立窓口や紛争処理の機能につきましては、既に中小企業庁において下請かけこみ寺として全国各地に設けられております。これらの機関はいずれも放送局、制作会社から完全に独立した行政機関であり、公平に対応できる体制は既に構築されていると考えております。

総務省としては、まずは中小企業庁及び公正取引委員会での合同の実地調査を行い、契約実態、下請構造等について、より詳細に把握するとともに、課題や改善点があった場合にはガイドラインの見直しを含め、具体的に対応することとしたいと考えております。

3点目として、スポンサーなどの資金提供者に何らかの責任を負わせられないかという御指摘がございました。番組制作取引において適正でない行為があった場合、あくまでも

取引の当事者間においてその責任の所在を明らかにされるべきと考えます。取引の当事者でない第三者であるスポンサーにとって不利益となる当該責任を負わせることが妥当かどうかについては、厳に慎重な検討が必要と考えております。

まず、私からは以上です。

○公正取引委員会（平塚課長） 公正取引委員会でございます。下請取引の適正化について、幾つか質問をいただいておりますので、回答さしあげたいと思います。

まず、勧告がこれまで一件もないということで、なぜ勧告がないのかということ、放送業界は特別な事情があるのかということでございます。

我々は実態調査をやっておりますけれども、実際に事件として取り上げるには、受注者と発注者の双方の言い分を聞いて証拠を整えていかなければいけないということですが、そこに至っていないというところに尽きております。申告窓口はあるわけですが、事実、証拠が整わないことによって勧告はできないということでございます。この部分に関しましては、今、総務省がおっしゃいましたように、やはり実態の調査をさらに深めることによって、もっと近づいていけるのかなと考えております。

2つ目の質問でございますけれども、監視体制の強化について、実効的な監視メカニズムが必要という指摘について、公正取引委員会としてどのように考えるのかという御指摘がございました。さらに、総務省からは、行政機関において対応するのが筋という説明がありましたけれども、諸外国においては行政と民間による共同規制という考え方があるということですが、ここをどう考えるかという問いをいただいております。

基本的には、ある特定の産業における問題につきましては、業所管官庁の方でお考えいただければと思うのですが、行政と民間による共同規制という考え方については海外における例は承知しておりません。行政と民間の組み合わせという形で競争施策に係る部分を執行していくというのは例がないのかなと承知しております。ここはまたいただいた宿題を消化しながらですけれども、現時点ではそのように考えております。

関係機関の連携につきましては、今、総務省からお話がありましたとおりでございます。総務省の実態調査に協力するとともに、しっかりと法の厳正執行に努めてまいりたいと思っております。

さらに、具体的にどのように執行強化に取り組むのかということで、例えば、農業分野のように情報提供窓口やタスクフォースを設けて対応を強化する案は考えられないのかという御指摘もいただいております。タスクフォースの設置というのは、集中的に行い、効率的な処理を行うために置くものであるという前提でございます。集中処理するだけの量的規模があることが必要ではないかと考えております。農業でも実際、事案がございました。これは鶏と卵みたいな議論になるわけですが、総務省としっかりと実態を把握して、その中で本当に事案が出てくるようであれば、その後に考えていくことなのかなと思っております。現時点では、量的規模があるとは我々は考えておりませんが、設置する理由が伴わないのではないかと考えてございます。

最後になりますが、細かくなりますけれども、下請法の改善指導件数、40件から97件の内訳で、実体規定違反や書面交付義務違反ということで、どういう内訳なのかという御指摘をいただいております。毎年公表しているデータでございまして、コンテンツ制作業を含める情報通信業においては、実体規定違反と手続規定違反の比は大体1対1です。半分半分ということで、他の業態と比べて特別に差があるわけではない状況でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○文化庁（白鳥室長） 引き続きまして、文化庁より、幾つか御質問いただいておりますので、御回答したいと思います。

私どもには、特にコンテンツの流通に関わっての御質問をいただいております。前回の会議におきまして、林委員より、特にブロックチェーンの活用についての言及もあって、こうした技術要件が大きく変わる中で、著作権等の処理や分配についてどのような方針で検討していくのかといった御質問をいただきました。

前日も御説明申し上げましたけれども、著作権の処理、分配といった御質問ですが、そのような著作権等の管理に当たりましては、著作権等管理事業法という法律が規制緩和の要請の中で現在できておきまして、そのあり方につきまして、新しい技術を活用すべきかとか、どのような方法を選択、採用したらよいかといったことについては、それぞれの著作権等管理事業者といった、民間事業者自身が決定すべきものであるという前提があると考えております。

林委員から、フィンガープリント技術の御紹介もございましたけれども、それも海外における状況ということでした。それぞれの事業者さんの判断、選択の中で採用されているものの紹介があったと思うのですが、日本国内においても既にその技術を活用して、利用実績の報告の際に、その技術を活用しているといったような状況もあると聞いております。

もとより、さらなる新しい技術の進展、登場がある場合に、その状況について、管理事業者等に紹介をしていくということは、そのあり方をより多様化していく、円滑な流通に資するという観点からも有益であろうとは考えております。

ブロックチェーン技術ということで言及をいただいたわけですが、この技術の内容そのものについては、文化庁としては承知していませんけれども、ただ、経済産業省さんにおきまして、現在その研究を進めており、また、このブロックチェーン技術を活用したコンテンツビジネスの可能性の具体化に向けて、知財事務局さんの音頭の下で調査研究を進める予定と伺っております。

このため、経済産業省さんにおける今後の検討の状況には注目しているところでございまして、経済産業省さんとの連携の下、その知見を管理事業者にも共有していき、管理事業者にとって著作権等の処理や分配の方法等について、新たな選択肢を提供することに寄与できればと考えております。

また、前回の会議におきまして、特にいわゆる三位一体という言葉がありました。具体的には、1つは権利・情報の集中管理、そして包括的権利処理システム、さらには適正な

収益の分配といったものを一体化したコンテンツ流通インフラ整備の全体像を早急に実現すべきであるといったところについての御指摘がございましたけれども、特に問題提起いただいております放送分野のコンテンツの円滑な流通に向けて、具体的にどのような問題があって、かつ、放送事業者とか権利者といった、放送コンテンツの流通に関わる関係当事者において、具体的にどのようなニーズがあるからその解決方策としていわゆる三位一体と御指摘いただいているような取組が早急に実現すべきことなのかというところは、文化庁としては現状把握ができていない。理解がまだできていないところであります。

ただ、もとより放送コンテンツのこの分野におきまして、現にそのような具体的に解決すべき課題があるような場合には、それぞれの放送コンテンツということに関わって、業を所管する省庁のイニシアチブの下で、それぞれの業界における現状を踏まえた上で、契約慣行などを踏まえた契約処理面の改善なども含めて、そのあり方について総合的に検討されることになると思います。その際に、文化庁としては、著作権法、制度等に関しまして検討が必要な場合には、その点についての検討の取組を行うことになるのではないかと考えております。すなわち、文化庁におきましては、著作権法等を所管する立場から申し上げますと、特定の分野・業態におけるコンテンツの流通について、産業振興等の観点から具体的なニーズがあるとされる場合には、その業所管官庁に協力をさせていただきながら、円滑な流通の促進を進める立場にあると考えております。

また、特に放送インフラとか、同時配信、またインターネット配信が進むといったような状況を踏まえて、どのように全体像を設定していくのかというご質問をいただきましたが、そうしたことも含め、また、放送・通信分野におけるグローバルな動きへの対応の必要性、緊急性についてお話もありましたけれども、この分野においてそのような動きをしっかりと見据えた、そうした洞察も含めた、正にダイナミックな放送通信行政の動向や道筋について、文化庁におきましては論じうる立場にはありません。また、そうした動きの中で、事業者等の関係当事者が権利処理のあり方についてどのようなビジネスモデルを構築したいと考えているのかといったことについては、正にこうした放送通信行政のあり方にも密接に関わるものであらうと考えております。

したがって、その業を所管していないという立場からしますと、放送通信の動向を見据えて、また、それを踏まえた全体像の設定というところについては困難であると申し上げざるをえないと思っております。

以上です。

○中小企業庁（安藤課長） 中小企業庁でございます。事前に4点ほど御質問を頂戴しておりますので、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、放送コンテンツ事業分野の下請法に基づく公正取引委員会への措置請求という事案がこれまで一件もないということで、これは何か放送業界特別の事情があるのかという御質問をいただいております。

結論から申し上げますと、そういうことは全くございません。放送コンテンツ事業につ

いての措置請求が少ないというのではなくて、全体として措置請求は非常に件数が少なく、年間で大体ゼロから4件ぐらいの数字になっております。

全体が少ない理由でございますけれども、多くの場合、軽微な違反については指導によって改善してもらっているケースが多い、あるいは自主的に改善されるようなケースなども多いということなのではございますけれども、ここ数年、政府を挙げて取引条件改善というものに取り組んでいる中で、下請法違反に対してもより一層厳正に対処していくべしということが求められておりますし、近年、公正取引委員会さんの方でもかなり積極的に勧告を出しているということがございますので、現在、体制の強化も含めて私どもも対応しているところでございます。

2点目でありますけれども、監視体制の強化について、新たなルールとともに、より実効的な監視メカニズムが必要という指摘について、中小企業庁としてどう考えるかという御質問を頂戴しております。

私どもといたしましては、前々回の会だったと思っておりますけれども、説明を差し上げましたとおり、官邸会議での議論を踏まえて、様々な業種において自主行動計画というものを策定いただき、これを策定団体みずからフォローアップしていただいて、我々に報告いただく。あるいは下請サイドに対しては、下請Gメンのヒアリングを行って、実際に改善されたかどうかというのを確認し、この結果を踏まえてさらに改善の要請等を行う。あるいは基準等の改正を行っていく。これによりまして、一定の成果を上げてきていると考えております。

したがって、放送コンテンツ事業についても、きちりとこの枠組みに乗っていただいております。

個別の業種において、より厳しい監視の仕組みを構築するという点につきましては、私どもの方で何か判断、コメントすることではないと考えてございます。

関係機関の連携について、総務省さんの方から権限のある中小企業庁あるいは公正取引委員会に協力していくという御説明があったけれども、どのようにやるのかという御質問がございました。

まず、恐縮ですが、個別の業界の商慣行、取引慣行の改善、是正につきましては、一義的には業所管省庁で対応していただくべきと考えております。現に経済産業省では自動車、線維、産業機械、情報通信機器、あるいは国交省では、建設やトラック運送業といった分野について、それぞれ担当課が先頭に立って改善に取り組んでいただいているということでございまして、私ども下請ガイドラインや自主行動計画の策定を促したり、ヒアリングや調査結果をフィードバックするとか、そういう後方支援もやらせていただいているという関係であると理解しております。

個別の取引事案について、下請法違反、あるいは独禁法違反が疑われる事案につきましては、私ども、あるいは公正取引委員会さんの方で法執行を行うという位置付けであると考えております。

今後、私ども、下請Gメンによるヒアリングをこの放送コンテンツ分野でも実施したいと考えております。この点で、今後、実態把握につきましては総務省さんとも連携して、早急に対応していきたいと考えております。

それから、改善指導、下請法に基づく指導でございますが、全業種で1,000件やっているということであるけれども、そのうち放送業界はどの程度かという御質問であります。例年1,000件程度の指導を行っている中で、放送関係は毎年大体20件から25件となっております。

1点、付言をさせていただきますと、指導の内訳を見ますと、放送事業者もさることながら、実はコンテンツ制作事業者への指導、彼ら自身が書面の不交付、支払遅延、書類保存義務違反というのも見られるということでありまして、制作会社と下請、孫請との取引関係にもどうも問題があるということが見てとれる。したがって、やはりサプライチェーンといいますか、業界全体での改善の取組が必要なのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

幾つか大変びっくりするお答えもいただいたものですから、残りの時間で終わるか分からないのですが、CASの話から先に総務省さんに伺いたいと思います。

決定過程について公表されていないということで、ほとんどお答えをいただけなかったのですが、これが正に不透明だということなのです。これは事業者間の話だけではないのですね。国民の多くが視聴するテレビをどうするのか。これは消費者が大いに関わる話で、これをこんなブラックボックスで決めてよろしいでしょうかというのが私たちの質問している大きな問題意識です。

その上で4つ先にお伺いしたいのですが、1つは、最後に消費者への説明をやっていまずという話がありましたが、これは具体的に何をされているのか。

2つ目、NHKの方が関わられていることについて、放送法違反ではないかという指摘も主婦連合会の意見書などではなされていますが、これをどうお考えになっているのか。

3点目、あるメーカーでは外付けにされているというお話がございました。ただ、メーカーによってはこれから内蔵のものも出てくる可能性があるのか。消費者の負担はどうなるのか。それから、B-CASの場合にはカードを出す段階では無償配付で放送事業者などが負担することになっていましたが、これが新CASではどうなるのか。何が決まっていて、これから何を検討するのかを教えてください。

4点目、暗号化についてはソフトウェアで対応することについて、これは全く新しい問題提起でも何でもなくて、2Kのときからこの議論はやっていたのです。あったのです。それで、2011年に暗号化はソフトウェアで対応するという、これは一般社団法人が作られて、ただ、実際にはその方式を作られたのだけれども、ほとんど広がっていない。車のテレビぐらいでしか活用されていないのではないかと考えています。なぜ、また新CASで同じこと

をやっているのか。これは総務省さんでどうお考えになっているのか。

以上4点、先に教えていただけますか。

○総務省(奈良審議官) 消費者への周知広報をやってくれという依頼を12月にしまして、こういう方向でやるということは1月に表明されました。それを踏まえて、要員を補充した上で、協議会としては協議会及び会員各社の、まずはホームページ、あるいはパンフレット等の対応を始めています。ただ、新CAS協議会単独ではなかなか、そんなに力強い団体でもないの、関係する、例えば一般社団法人放送サービス高度化推進協会というのがございます。そういったような関係の団体とも連携しながら、今後、正にテレビが順次発売されていきますので、そういった形で周知広報をこれからさらに強化していきます。

実際に、今日御紹介したテレビは近々発売されると聞いていますが、ラインナップは秋以降になっていきますので、そのタイミングでコールセンターを置いて、ホームページを見てくれというだけではなくて、いろいろな問い合わせにも対応していく。そういったようなことで進めていくと聞いてございます。

NHKの専務理事が代表理事についていることについて、放送法違反ではないかという御指摘は確かにございますが、代表理事というのは互選で選ばれていて、しかも、この協議会としての意思決定はあくまでも協議会の全体の総意として動いておりますので、そういった意味で、放送法が禁止するNHKによる受信機メーカーへの規制とか強制みたいなことには当たらないというのが、私どもの考え方でございます。

内蔵するか外付けにするか、これは確かにメーカーの判断になります。あるメーカーは外付けにするという判断をして、それで発売いたします。その後どうなっていくのか、ここは各メーカーの商品設計に関わってくるところでございまして、そこは実際に発売するに際しての各メーカーの判断になってくると思いますが、今回、御指摘されたように、故障したときの修理のしやすさというのは外付けが圧倒的でございます。故障したときに最初に問い合わせが来るのはメーカーでございまして、そういったことも含めてメーカーでは判断していくのではなかろうかということで、動向を注視してまいりたいと思います。

なお、負担の話で若干付言して申し上げますと、B-CASのときには開発費をメーカーが負担してございます。そして、B-CASカード自体は放送事業者及びその他で負担しています。放送事業者の負担割合が、パーセンテージは聞いておりませんが、多少多いと聞いております。今回の新CASに関しては、大きなところで言うと、開発費は放送事業者が負担してございます。現在、実際のチップが幾らになって、それをどのようにするかという契約は順次結ばれていくということで最終調整をしているところだと聞いてございます。

ソフトウェアに関しての御指摘がございました。確かに現在、2Kについては、必要に応じて関係者間で開発して、運用しているという状況にございます。これについて、今回の新4K8K衛星放送についてもどうなるのかというのは、まだ検討されていませんので、私どもとしては、必要に応じてということにはなるのですけれども、関係者間での話し合いを促していくことで考えてございますが、そのソフトウェアを、先ほど申し上げたように開

発費、運営費の話があるのと、特にソフトウェアでやる権利保護機能でございますので、どれだけ強いかということを経利者の方は気にされます。その場合に、ソフトウェアはいろいろな工夫があると思うのですけれども、一般には弱いと思われているような状況もございまして、そういったところも含めて、関係者間の合意を得てやっていく必要があるということでございます。

○大田議長 あわせて、新CASについて伺います。

先ほどのお話の中で、これは民民で議論していると。そのとき、「消費者を含めて」とおっしゃったように聞こえましたが、どういう形で消費者を含めて議論されたのかというのが1点です。

2点目に、世界でこういう機能について、内蔵チップで対応している例があれば教えてください。

3点目、3つの機能の分離については、将来に向けて検討するということでしたが、4K／8Kテレビはこれからどんどん売られ、購入が進みますので、なるべく早く検討していただく必要がありますが、この将来というのはいつでしょうか。

4点目、新CAS協議会の代表理事はNHK関係者であるというお話でしたが、事務局長と運営委員長はどうかということをお伺いします。

それから、公正取引委員会さんに、今日おいでの方は担当が違うのかもしれないのですが、主婦連合会からの意見書の中で、「消費者に不要な品物の購入を強いる点で不当な抱き合わせ販売に該当するおそれがあるなど、独占禁止法上問題があるとの指摘もあります」という指摘がなされています。まだ出ていない商品ですので、今の時点で公正取引委員会さんとして判断できないと思うのですが、もしこれが今、報じられているような形でテレビに載せる形で不要な機能まで負担させることになれば、そういうことは御検討なさるかどうか、お聞かせください。

○総務省（奈良審議官） 消費者への周知というのは。

○大田議長 先ほど、消費者を含めという言葉がちらっと言われたと思うのですが、どんな形で含めたのかと。おっしゃっていないですか。

○総務省（奈良審議官） 本日は、言った記憶がございません。以前、御説明したときに、大田議長も言及されましたが、技術基準を決めるときに審議会で議論したと。そのときには当然パブリックコメントを。

○大田議長 技術基準の話ですか。

○総務省（奈良審議官） そこはそうでございます。

○大田議長 分かりました。

○総務省（奈良審議官） それから、いつかということでございますが、今回、御指摘を受けて、これから関係者にお話を申し上げてということになります。非常に多くの関係者間で意見が衝突するというか、相反する、特にお金の負担割合は正にそのところございまして、そういったところを話し合う場になっていきますので、場の設置自体に相当時間

がかかると思っております、いつ設置して、いつ決めるかというのは、大変申し訳ありませんが、現時点でお答えするのは難しく思います。

事務局長がどこ出身かというのは、すみません。基本的に公表しておりませんので、この場ではお答えを控えさせていただきたいと思います。

○大田議長 3つの機能をセットではなくて分離するのは、意見がかなり衝突するので場の設定が難しいということでしたが、なぜこの議論を最初でしていただけなかったのでしょうか。3つの機能を分離するかどうかは当然検討が必要なテーマだと思いますが、なぜしていただけなかったかということと、新CAS協議会の事務局長、運営委員長については、後で結構ですから、お教えてください。

○総務省（奈良審議官） 出身につきましては、公式にお答えできるところとお答えできないところはお許しいただきたいと思います。

なぜバンドルされている状態になっているかということ、これは要するにB-CASカードにさかのぼるわけでございまして、B-CASカードのときからそうになってございます。これもデジタル放送が始まる時、これだけ普及している無料放送で、デジタルで、特に映画とかそういうコンテンツが放送されるというのは世界的にもかなり珍しい中で、特に権利側、あるいはコンテンツホルダー側はすごく権利保護というのは気にされます。それをどうするかという話を含めて、全体をセットする必要がございました。

その中で、B-CASカードでは、メーカー、放送事業者、権利者、いろいろな方々が話し合っただけで今の形を作りました。今回、新4K8K衛星放送の開始に当たっては、このB-CASカードの機能を高度化させながら4K・8Kに対応させるという方向で議論していたことにより、バンドルしたままでの検討になっていたということございまして、今回指摘を受けて検討を促すべく汗をかいていきたいと思っております。

○大田議長 1点目の、世界でこういう機能について内蔵チップで対応している例があるのかということはいかがでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 承知してございません。申し訳ございません。

○森下委員 今、お話を聞いていても、消費者に丁寧に説明するという話がありましたけれども、丁寧に説明すればいいというものではないですね。説明するというのは、要するに一方的に言うだけの話であって、それに対するクレームとかは受け付けないというのとほぼ一緒ですね。やはりこれだけの大きな話を民間で、しかも先ほど事務局長の名も明かせられないという不透明な組織であるというのはちょっと信じがたいのです。

この後、こんな形式をずっと続けるのですか。国の関与が全くなくて、勝手に消費者に一方的にお金を取っていくようなシステムが成り立つというふうに本当に思われているのですか。丁寧な説明だけでは、私はとても納得できないと思います。少なくとも私は丁寧に説明されても全然納得できないのですけれども、クレームが出た場合はどのようにされるのですか。

○総務省（奈良審議官） 先ほど申し上げましたように、コールセンターを新CAS協議会と

して設置して、まず一義的な対応をすることになりますが、これだけではなくて、やはり4K・8K、新しい衛星放送が立ち上がるという意味において、いろいろな周知広報をしていく必要があるのです、その全体という意味でやっていくことであると考えております。

○森下委員 周知広報というのは知らしめるだけですね。コールセンターに電話して、では聞いておきますだけで終わりですか。余りにやり方としてひどくないですか。今の話は要するに、パブコメも何もないという話ですね。

○総務省（奈良審議官） 結局、数多くの関係者間でビジネスとして、いろいろなビジネスの絡み合いの中で検討調整して決まっていくものでございまして、もとより総務省としては権限を全く持っていない中で、できるだけ円滑に進むように注視しているということでございます。

○森下委員 しかし、NHKに絡む話ですから、総務省さんが全く関係ないという話にはいかならないと思いますし、今、言われたように、単純に、こう決まったからこうします、ビジネスが決まりましたというようなお話ではないのではないですか。それだったらものすごくコンプライアンスもガバナンスもきいていない話になりますね。そんな話、民民だから何でもオーケーなどということは通常はあり得ないと思います。

○原座長 もう多分、十分なお答えはいただけないので、総務省さんからは結構です。このプロセスは、私たちは到底あり得ないと思います。この夏までに軌道修正できることは何なのか、それから、その先にさらに抜本的な見直しがあるのか、これは道筋を是非早急に示していただきたい。総務省さんと引き続き、これは議論したいと思います。

今日、せっかく他の省庁さんもお越しいただいているので、すみませんが、別の論点に移らせていただきます。

まず、取引適正化ですが、総務省さんから実態の調査をしっかりとやりますと。基本的には独禁法、下請法で対応していきますということではございましたが、これは何年間そう言っているのですか。実態調査をずっとやり続けているではないですか。何もではないかもしれないけれども、ほとんど問題は変わっていない。問題は残り続けている。これをまたもう一回調査だけするのですか。しっかりと真面目に対応を考えていただきたいのです。

今日、総務省さんと公正取引委員会さんと中小企業庁さんがいらっしゃって、どなたが責任者なのか、どこが責任者になって対応するのか。これは決めてください。

○総務省（奈良審議官） これまでは、アンケート調査をやってまいりました。アンケート調査で浮かび上がってくることもございますが、アンケート調査だけでは見えないこともございます。そこにつきましては、実態調査を実施することになっていきますので、総務省として、しっかりとやっていきたいと考えます。

ただ、総務省は、大変弱い権限しか持っておりませんので、こういったものに知見を有する中小企業庁、公正取引委員会の御協力をいただいて、しっかりとやっていきたいと思っております。

○原座長 せっかくいろいろな御提案もいただいているわけです。今、弱い権限しかない

とおっしゃいましたが、だったら新しい取引ルールをちゃんと整備すべきではないかという提案も識者の方々からいただいている。是非御検討いただいたらよろしいのではないのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） これまでやってこなかった実態調査を実施し、その上で課題を洗い出して、それを踏まえて、とるべき手段をしっかりと見定めてやっていきたいと考えます。

○原座長 実態調査はずっとやったのです。もう10年以上ずっとやっているのです。だから、これでは不十分だと思います。

時間がないので、もう一つ、著作権処理の方の話に移りますが、文化庁さん、三位一体での全体像の検討について、自分たちでは責任を持ってできないのだというお話でございました。これも文化庁さんと総務省さんでどちらがやられるのか、どちらが責任を持って全体像を設計していくのかを教えてください。

○総務省（奈良審議官） 総務省としては、放送コンテンツの権利処理の円滑化について、これまで取り組んできましたし、これからも実施していくところですが、そもそもの権利情報の集約化、あるいは収益の分配という点については、総務省は関われない部分でございますので、全体像という意味では、総務省としてはやれるところに限界がございます。

○文化庁（白鳥室長） 先ほど申し上げましたとおり、ここの分野、特に放送コンテンツの流通といった大きな流れ、また、今はいらっしゃいませんが、吉田座長代理より前回、グローバルな動きなどもお話しただく中で、そうしたことを見据えながら、どういった方向性を見定めるのかといったことの中で、この課題についての問題提起をいただいているのではないかと理解しています。そういった意味合いの中で、この三位一体と御指摘いただいているような取組が果たして必要なかどうかといったところの問題意識は、少なくとも現時点では、総務省さんからも特にそういった必要性についてお話を伺ったこともない状況の中で、また、冒頭申し上げましたとおり、やはり著作権等管理事業というのはそれぞれの管理事業者の創意工夫の中で取組を進められているものですので、逆にこうした三位一体という取組が完全にすばらしいと、こちらに全て移行すべきだという形で、そのことを所与の前提として文化庁が、著作権等管理事業法という規制緩和の中で作られた法律を所管している官庁として主体的に動くことは、立場上も困難であると考えております。

また、既に先ほど申し上げたように、それぞれの民間事業者が創意工夫の中で取組を進められているので、そうしたものの中で、こうしたことを提示する、具体的にこれでやるべきだといった形で一律に提示せよというのはむしろ民業圧迫とか、あるいは彼ら、事業をやっていらっしゃる方にとって、逆に規制であるにとられるのではないかというところを懸念しているところでもあります。

ただ、どちらにしても権利者団体とか、権利者の方々自身が、こうした取組について、

どこまでやりたいと思っているかといったところにも関わってくると思います。その観点から申し上げますと、音楽のデータベースについては、音楽の関係の団体さんもかなり前向きに取り組もうということで進めていただいているところなので、その部分について、今、データベース化というところから一步一步進めていきたいと思っております。また、御指摘いただいているとおり、ブロックチェーンという新たな技術の登場もありますので、そうしたことも意識しながら、特に音楽の分野に関して、その活用の可能性を見極めていきたいということです。

ただ、放送コンテンツの流通に関する全体像としてはという意味ではなかなか難しいということをお願いいたします。

○原座長 時間なので、もしお時間が切れている方は適宜御退席いただければと思います。

○大田議長 時間がありませんので一言だけ。私も、規制改革をやっている痛切に感じていることは、技術の進展に制度が追いついていないということです。これが国民生活にも産業にもいろいろな不利益やゆがみをもたらしています。通信放送行政においても、今、起こっているダイナミックな動きに遅れないように制度改革をお願いしているわけです。こういうダイナミックな動きが著作権にはどういう影響をもたらすのかという、正にこの部分を見据えて改革なさるのが文化庁のお立場だと思うのですが、今のお話で言うと、全部後追いで、関係事業者から声が出てきたらやりますということで、これは著作権を預かる省庁としての役割の放棄のように私には聞こえました。

今日は時間がありませんので、感想として申し上げます。また追って議論をさせていただきます。

○原座長 引き続き議論させていただきますけれども、今日はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、別途御案内を申し上げます。

※（6月4日追記）

新CAS協議会の事務局長及び運営委員長の出身母体に関する質問（本議事録30ページ15～16行目、31ページ8～9行目参照）については、総務省から5月17日の投資等ワーキング・グループ終了後に、当該協議会において非公開情報として扱われていることから、公にしないとの前提での回答があった。